

耕作放棄地の解消を支援します！

小田原市では、市内の耕作放棄地を解消するため、農家や農業者団体が、耕作放棄地である農地に利用権設定をして整地等を行った場合、その事業費を補助しています。
今年度行う解消事業については、完了が令和7年（2025年）3月までとなります。
予算に限りがありますので、ご興味のある方は、市農政課までお早めにご連絡ください！

● 耕作放棄地解消事業費補助金の要件について ●

1. 補助対象者

耕作放棄地の解消を行う農業者、農業者組織、JAなどで、再生された農地を5か年以上継続して耕作する見込みがある方。

※耕作放棄地所有者の親族や、親族を含む団体は補助対象ですが、所有者本人および本人が参加する団体は対象になりません。

2. 補助対象となる農地

- ・利用権を設定した農業振興地域内の農地であって、1申請当たり5a以上のまとまった農地が1箇所はあること。
- ・1申請当たりの補助対象面積が50a以下であること。
- ・小田原市農業委員会等が遊休農地と判断する農地。

3. 補助対象事業

障害物除去、深耕、整地、肥料・有機質資材の投入および緑肥作物の栽培等の土壌改良。

4. 補助金額

	認定新規就農者	・認定農業者 ・農業経営士 ・利用権設定による新規就農者※	左記を除く農業者
5aあたり補助金額 (自分で解消した場合)	2.5万円	2.5万円	2.5万円
5aあたり補助率 (業者に委託した場合)	9/10	1/2	1/3
1申請あたりの上限額	40万円	25万円	25万円

※新たに営農を開始するため、利用権の設定等により初めて農地を借りる者

5. 申請書類

補助金交付申請書、耕作放棄地再生利用実施計画 他